

佐伯市市有林処分に係る指名競争入札参加資格者の決定及び募集等に関する取扱要領

(主旨)

第1条 この要領は、佐伯市市有林処分要領に係る指名競争入札参加資格者の決定に必要な資格及び募集等について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加希望者の参加資格)

第2条 入札参加を希望する者は、木材又は立木の売買又は斡旋の業を営む者であること。(木材業者団体、森林組合及び森林組合連合会を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、入札参加を希望する者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(入札参加希望者の募集)

第3条 入札参加資格を得ようとする者の募集期間は、毎年5月15日から同月末日まで及び11月15日から同月末日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

2 入札参加資格を得ようとする者は、市有林処分入札指名申込書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)及び大分県営林産物処分に係る指名競争入札参加資格者の決定及び募集等に関する取扱要領(平成24年2月27日施行)第4条の規定により登録決定された旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

(入札参加資格者の決定)

第4条 市長は、第3条第2項の規定により提出された市有林処分入札指名申込書について、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令167条の4第2項の規定、過去の入札指名、入札会参加の有無及び落札状況、並びに不誠実な行為の有無を総合的に勘案して決定し、その結果を市有林処分入札参加資格審査結果通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

2 前項の不誠実な行為とは次の場合をいう。

ア 過去において、落札後、売買契約を締結しないなど不誠実な行為が認められた場合。

イ 過去において、売買契約締結後、その契約の履行が不誠実であると認められた場合。

(入札参加資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、入札参加資格者を決定した日から翌年の3月31日までとする。

2 市長は、当該年度の入札参加資格者の決定前に市有林を処分する必要が生じた場合は、前年度の入札参加資格者を指名できるものとする。

(申込書記載事項の変更届)

第6条 入札参加資格を取得したものは、当該入札参加資格の有効期間中、次に掲げる次項に変更があったときは、市有林処分入札指名申込書記載事項変更届(様式第4号)に関係書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 事業所の所在地
- ウ 代表者氏名

(入札参加資格の取消し)

第7条 市長は、入札参加資格を取得した者が地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定に該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- 2 市長は、入札参加資格を取得した者が虚偽の申請により当該入札参加資格を取得したことが判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- 3 市長は、入札参加資格を取得した者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明した場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- 4 市長は、前1項から3項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨及び取り消した理由を当該者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年11月12日から施行する。

この要領は、平成26年5月1日から施行する。